

青森県報

第二千五百五号

平成十七年
七月二十日
(水曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定……………(保健衛生課) ……一

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

家畜伝染病検査の実施……………(畜産課) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……二

建設業者の許可の取消し……………(青森県土整備事務所) ……二

右 同……………(弘前県土整備事務所) ……二

右 同……………(八戸県土整備事務所) ……三

右 同……………(同) ……三

右 同……………(同) ……三

出先機関

土地改良事業の工事の完了……………(東地方農林水産事務所) ……四

教育委員会

県文化財の指定……………(文化課) ……四

県文化財の指定の一部改正……………(同) ……四

県文化財の指定の解除……………(同) ……四

告 示

青森県告示第六百二十号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第四百二十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
調剤薬局ツルハドラッグ 黒石店 コスモス訪問看護ステーション	黒石市錦町八の六 八戸市石堂二丁目一四の二	平成二〇一七 年七月二十日

青森県告示第六百二十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により告示する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名称又は 氏名又は 主たる事務所の 所在地又は住所	訪問介護	名称 所在地	平成 二〇一七 年七月二十日
有限会社ハ ーベスト	訪問介護	名称 所在地	平成 二〇一七 年七月二十日
弘前市大字小比 内一丁目八の六	訪問介護	名称 所在地	平成 二〇一七 年七月二十日

青森県告示第六百二十二号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため

二 実施する区域

青森県一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

一、〇〇羽以上飼養する養鶏場において、採卵の用に供する目的で飼養されている鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

四 実施の期日

平成十七年七月二十五日から九月十六日までのうち、家畜保健衛生所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年七月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおもりみなとクラブ

三 代表者の氏名

渡部 正人

四 主たる事務所の所在地

青森市柳川一丁目四の一

五 定款に記載された目的

この法人は、国内外の人々に対して、青森港及び青森市の歴史・文化を広く人々に伝え、広く啓発する事業を行うことによつて、地域の振興と社会全体の利益に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ハウス工房

二 代表者の氏名 伊瀬谷 優

三 主たる営業所の所在地 青森市大字浜田字玉川二二の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六〇五四号

五 取消年月日 平成十七年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月二十九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 京谷設備

二 氏名 京谷 秀文

三 主たる営業所の所在地 黒石市松葉町一三八の二

四 許可番号 青森県知事許可(般 一六)第一四八七五号

五 取消年月日 平成十七年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社社長設備工業

二 代表者の氏名 松長 真利子

三 主たる営業所の所在地 八戸市南郷区大字市野沢字黒坂一の一五

四 許可番号 青森県知事許可(般 一四)第一三四二五号

五 取消年月日 平成十七年六月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年六月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社ウエムラ

二 代表者の氏名 上村 斉

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目二六の一三

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一〇〇九五号

五 取消年月日 平成十七年七月六日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年三月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社窪田工業所

二 代表者の氏名 窪田 政一

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字平四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一二三九三三号

五 取消年月日 平成十七年六月二十九日

- 六 取消しに係る建設業の許可
建築、管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十七年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年七月二十日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事業完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 四一	今別町	平成一七・六・一七
十六年災農業用施設災害復旧事業 四一〇二	"	"
" 四一〇三	"	"
" 四一〇四	"	一七・六・一〇

教 育 委 員 会

青森県教育委員会告示第十号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成十七年七月二十日

青森県教育委員会

種別	名称	員数	所在地	所有者
県重宝	絹本着色聖宝僧正像	一幅	西津軽郡深浦町大字深浦字浜町二七五番地二	円覚寺

青森県教育委員会告示第十一号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、「日本聖公会弘前昇天教会 教会堂（平成五年四月十六日青森県教育委員会告示第四号）」に、次の表の下欄に掲げるものを追加して指定し、その名称及び員数を表の上欄のように改める。

平成十七年七月二十日

青森県教育委員会

上 欄		下 欄	
名 称	員数	名 称	員数
日本聖公会弘前昇天教会 教会堂 附 聖鐘	一棟 一口	附 聖鐘	一口

青森県教育委員会告示第十二号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、次の表に掲げる県重宝の指定を解除する。

平成十七年七月二十日

青森県教育委員会

県重宝	種別
日本刀銘表奥観寿藤原吉広 裏 天保四巳年二月日 一口	名称及び員数
五所川原市金木町 嘉瀬雲雀野二六五 ノ内一	所在地
土岐保正	所有者 管理者
昭和三十九年四月五日 昭和三十九年四月十三日 日青森県教育委員会告示第四号	指定年月日 指定告示年月日及び告示番号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭